




# 栃木県庁デジタル人材育成方針 Ver1.0

令和5(2023)年2月 栃木県経営管理部

## 目次（インデックス）

1. はじめに（背景・趣旨）	2
2. デジタル技術の活用に関する現状と課題	3
3. デジタル人材育成基本方針	4
4. デジタル技術の活用に関する事業の推進イメージ	5
5. 育成の基本方針 1 「全職員のデジタル知識の底上げ」の概要	6
6. 育成の基本方針 2 「業務の知識とデジタルの専門性を兼ね備えた人材育成」の概要	7

# 1 はじめに（背景・趣旨）

<p><b>&lt;社会背景&gt;</b> 人口減少が進む中、限られた人員で複雑多様化する行政課題に対応 生活と仕事を両立できる多様な働き方の実現 新型コロナ感染拡大を契機とした社会変化への対応 デジタル社会形成基本法などに基づいた業務のデジタル化の推進</p>	<p><b>&lt;問題や課題&gt;</b> 情報インフラの使い勝手の悪さ 業務見直し意識の不足 企画立案等にかかる時間の不足（定型的業務が多い） 業務の属人化傾向</p> 
--	---

進展するデジタル技術の利活用により各種課題の解決を図る

**デジタル事業計画**

**とちぎデジタルスイッチ（R2.12）**  
目標1） 県民等が手続をするときに“窓口に行かない”、“窓口で待たない”仕組みをつくる  
目標2） 県民等が“知りたいことをいつでも調べられる”、“聞きたいときにいつでも答え  
てくれる”環境を整える  
目標3） デジタル技術を活用して、職員がより効率的に働き、県民等に対してこれまで以  
上にきめ細かな行政サービスを行う

**目標3の具体化**

**栃木県庁DX推進ビジョン（R4.2）**  
「働きやすい情報インフラの整備」「業務プロセスの改善」「意識変革」を一体的に  
進めることで、理想的な業務環境に近づけ、庁内のDXを推進



**人材育成**

**栃木県庁デジタル人材育成方針**  
「デジタル技術の徹底活用に向けた人材の育成」  
[期間] 2023年度～2027年度（R5～R9）

**施策の  
方向性**

デジタル技術を活用できる人材を育成することで、デジタル県庁の実現に向けた各種取組の実効性を高め、より便利で質の高い県民サービスの提供を図っていく。

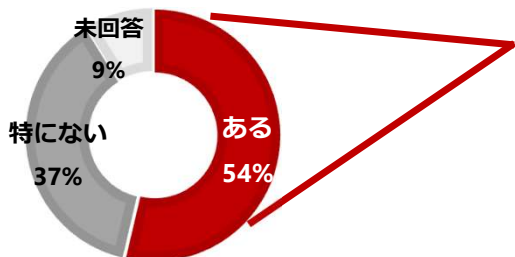


## 2 デジタル技術の活用に関する現状と課題

<デジタル技術の活用に関する現状（職員の声などを踏まえた考察）>

### ① DX推進にあたり課題や不安があるか？

〔DX理解促進研修受講者の事前アンケート（R4.7 受講者：中堅職員136名（新任GL対象））〕



約半数（54%）の職員が課題や不安ありと回答。

意見の中で最も多かったものが「デジタル技術の活用方法が不明。又は操作等が不安（55%）」

その他、オンライン会議の経験や操作方法に関する設問では、

研修受講者の約4割が「オンライン会議ツールの経験がない。又は自身での操作は難しい」と回答

「基本的なICTツールの活用」に課題があると考えられる。



### ② 業務へのデジタル技術の活用に関する意見等

〔Grow with Google「はじめてのデジタル変革（自治体編）アンケート」受講の感想を一部加工（R3年度実施 全職員対象）〕

DXを進めるためには、検討段階から気軽に相談や助言等の支援が受けられるような仕組みがあれば、より進むと思う。



デジタル化で、こんなことできないかな？ということはいろいろ想像できると思うが、本当に実現できるか、実現には何が必要か・・・を誰に相談できるかが課題だと思う。

（ほか、同様の意見が複数あり）

庁内には、デジタル技術に知見がある職員が少ない。

#### 【外部人材の活用】

- ・意識を変えるきっかけや職員にはない気づきを得られる点で大きなメリットがある一方、行政における実務レベルの知識、経験等が不足
- ・デジタル技術に関する能力やサービスは、外部人材によって得意分野が異なるため、適するサービス等を選定することが重要

「自治体業務」と「デジタル」の両方の知識と経験のバランスがとれた体制で進めることが重要

デジタル技術の活用に関する支援等ができる内部人材がいれば理想的



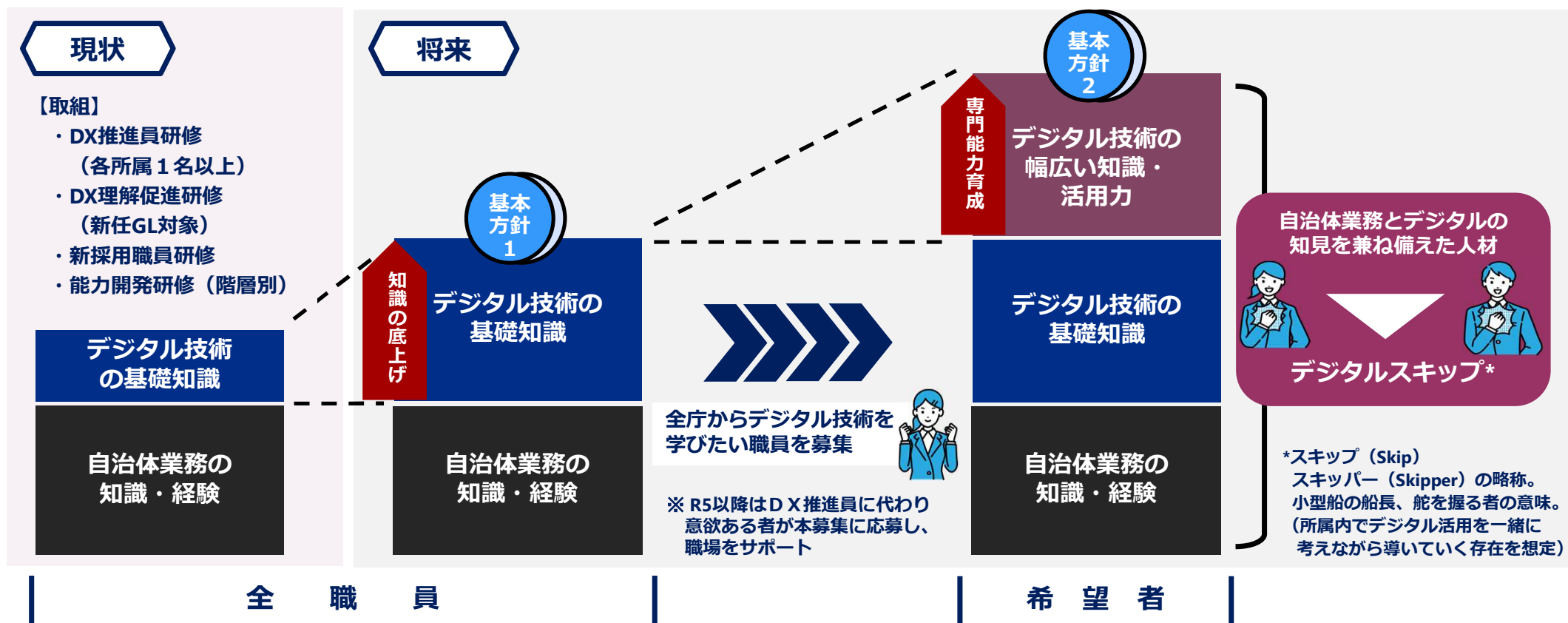
<現状等を踏まえた課題>

1 全職員の基礎的な知識等の不足 2 デジタル技術の知見を有する職員の不足

▶ 全庁においてデジタル技術の活用が進まない

### 3 デジタル人材育成基本方針

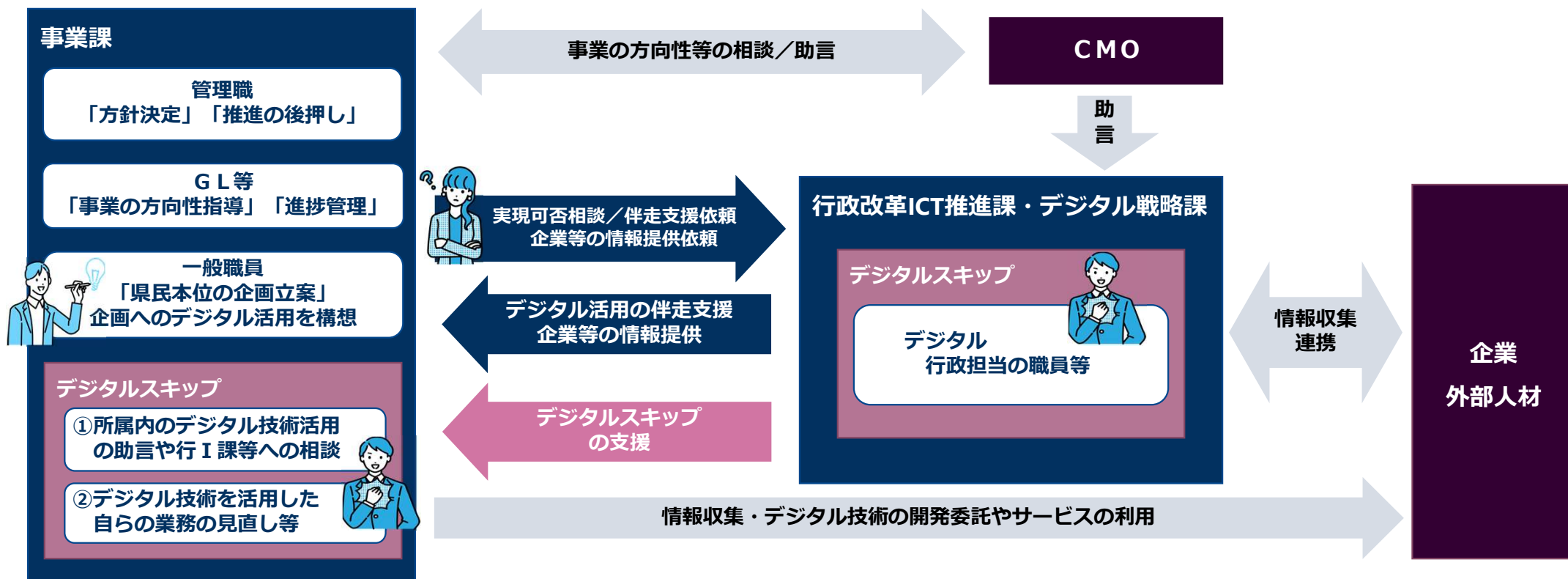
- 1 デジタル技術を活用した県民本位による業務の見直しや新規事業が推進されるよう「全職員のデジタルの基礎知識の底上げ」を図る。
- 2 デジタル技術を活用した事業の実現支援等ができるよう「自治体業務とデジタル技術の知見を兼ね備えた人材」を育成する。



## 4 デジタル技術の活用に関する事業の推進イメージ

事業課は、デジタルスキップを活用し、県民本位の考えにより、デジタル技術を活用した業務の見直しや新たな事業の企画立案を行う。

### <事業推進イメージ図（人材育成後）>



※事業課内のデジタルスキップは全ての所属にいるわけではない。

※行I課が企業の提供分野を把握しリスト化検討

## 5 育成基本方針 1 「全職員のデジタル基礎知識の底上げ」の概要

### 「事業課の職員が目指す姿」

- ・【一般職員】 デジタル技術を活用した県民本位による利便性や効率性の高い企画立案（業務改善や新規事業の創設）をする。
- ・【 G L 等 】 デジタル技術を活用した企画に対して、進捗管理や方向性に関する指導等をする。
- ・【 管理職 】 所属内において、デジタル技術の活用の働きかけを行うほか、企画案に対して指導等をする。

### 育成のポイント

- ・全職員が、A I 等の基礎的な I C T ツールの種類を理解し、活用方法をイメージできることを目指す。（各種 I C T ツールの詳細な仕組みや導入方法といった知識の習得までは想定しない。）
- ・管理職、G L 等は、特にデジタル技術活用の必要性を理解し、率先して各種事業への活用検討を促す。
- ・意識醸成や知識の定着が重要となるため、定期的かつ継続的な取組とする。

### 必要な知識・能力

- ・デジタル技術を活用する必要性
- ・サービスデザイン思考による企画立案方法
- ・デジタルに関する庁内の基本的なルール（セキュリティや使い方）
- ・一般的なICTツールの種類、活用方法、他自治体の事例

### 習得方法

- ・基本研修（新採用職員、採用3年目）  
能力開発研修（主任、係長級、監督者、管理者）  
重点研修（新任GL、新任所属長等）、特別研修等
- ・デジタルに関する庁内ポータルサイト
- ・eラーニング研修（動画）

### 研修受講 (イメージ)



採用  
(23歳)



3年目  
(25歳)



主任前  
(28歳)



係長級前  
(34歳)



補佐級前  
(40歳代前半)



監督者・管理者

## 6 育成基本方針 2 「自治体業務とデジタル技術の知見を兼ね備えた人材育成」の概要

### 「自治体業務とデジタル技術の知見を兼ね備えた人材（デジタルスキップ）の目指す姿」

- ・ デジタル技術を活用して、自らの業務の見直しを図る。
- ・ 所属内のデジタル技術を活用した企画に対して、実現可否の助言や業者の情報提供などの支援をする。
- ・ デジタル技術に関する庁内のルール、基本的な専門用語、活用事例等を理解している。
- ・ 高い専門性を必要としないデジタル技術を自力で取り入れることができる。

#### 育成のポイント

- ・ デジタル技術の進歩は速く、変化に合わせて継続的に学習する必要があるため、学びへの強い意欲が重要。
- ・ 事業課内での孤立を防ぎつつ、デジタル技術の活用気運を全庁に浸透させることを目指すため、相当数を育成。

#### 必要な知識・能力

- ・ 庁内のデジタルに関する有効活用法等に関する知識（スマートワーク、実例）
- ・ デジタル技術の種類、活用方法に関する広範な知識
- ・ ローコードツールなど、比較的簡易なICTツール等の操作（RPAのシナリオ作成、簡易なシステムやアプリの開発等）

#### 対象

希望する職員は誰でもデジタルスキップに応募することができる  
(想定：デジタル技術に関心がある職員、業務効率化に意欲がある職員、DX推進員経験者など)  
継続したい場合は翌年度以降も申し込むことが可能（想定）。



#### 育成者数（目標）



100名（R5年度）



年200名ずつ追加（R6～R9年度）



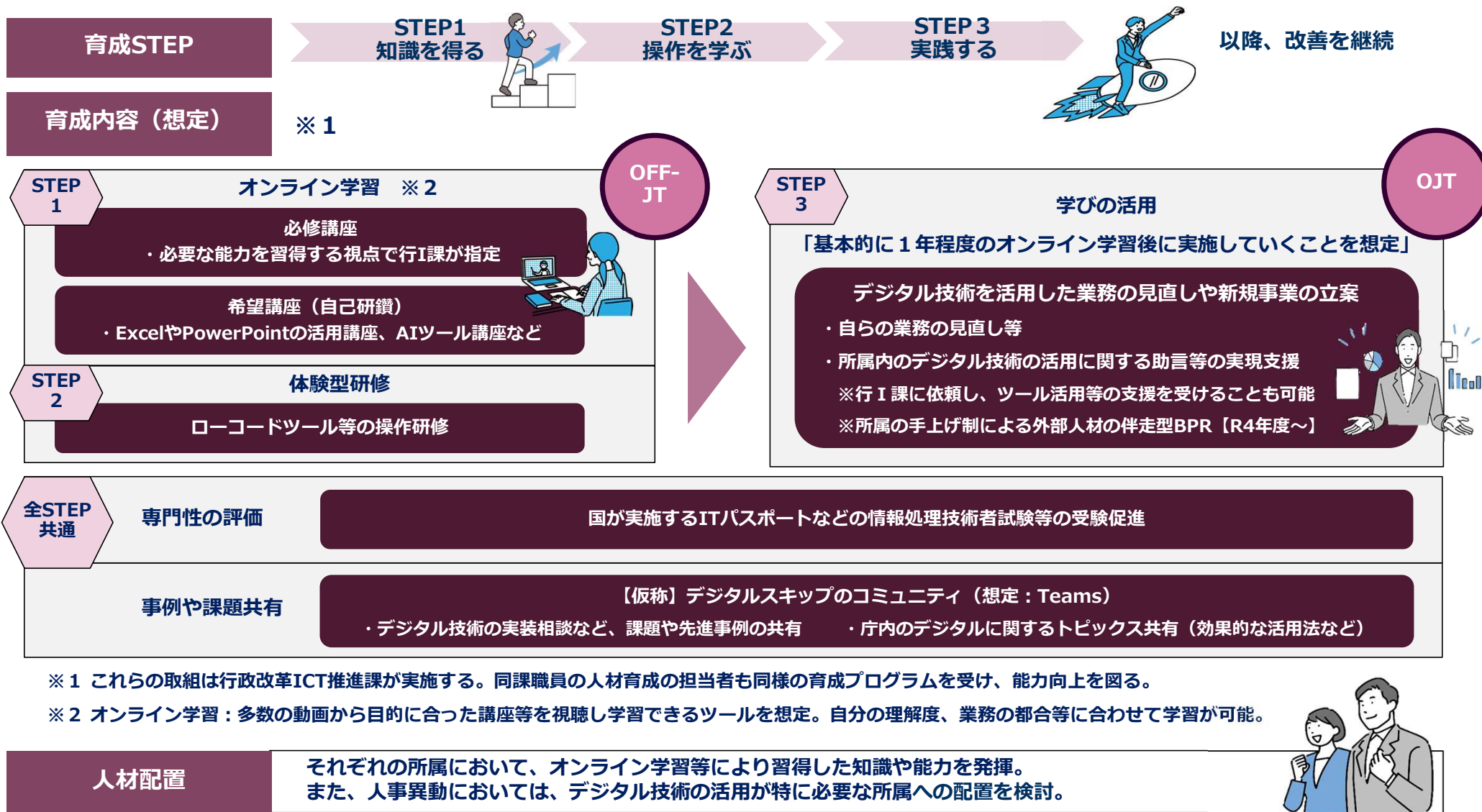
最大900名（R9年度）  
※計画最終年度

育成者数はイノベーター理論※に基づき推計（R3.4.1一般行政部門職員数4,370人×20%=874（≒900））

※イノベーター理論とは、新しいサービスが市場に普及するまでの普及率を示したマーケティング理論で、全体16%程度の人数まで普及するかが、そのサービスが普及するかの分岐点になるとの考え。全庁のデジタル化の機運醸成や浸透を図るための人数として約20%を推進者として想定した。



## 6 育成基本方針2 「自治体業務とデジタル技術の知見を兼ね備えた人材育成」の概要



※ 1 これらの取組は行政改革ICT推進課が実施する。同課職員の人材育成の担当者も同様の育成プログラムを受け、能力向上を図る。

※ 2 オンライン学習：多数の動画から目的に合った講座等を視聴し学習できるツールを想定。自分の理解度、業務の都合等に合わせて学習が可能。

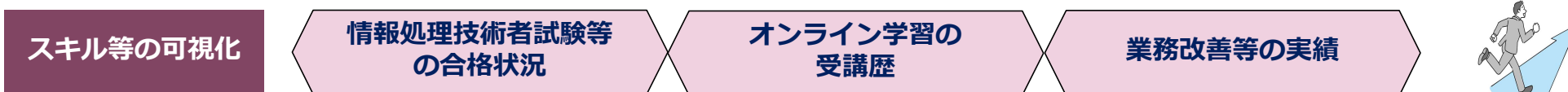
## 6 育成基本方針2「自治体業務とデジタル技術の知見を兼ね備えた人材育成」の概要

9/9

### <専門性の評価>

様々な所属において、デジタル技術の導入が円滑に進むよう、デジタルスキップのスキル等の可視化を図り、適切な人材配置に役立てていく。

スキル等の可視化は、オンライン学習の状況を確認するほか、客観的に専門性を把握する観点から、経済産業省が情報技術者として一定の知識や技能を認定する「情報処理技術者試験」等を活用する。



<情報処理技術者試験等の種類や難易度> ※レベルは(独)情報システム推進機構が公開している「情報システムユーザースキル標準」に基づく位置づけ



※情報処理技術者試験等13種類(上記)の受験料を補助



## 栃木県庁デジタル人材育成方針 Ver1.0

<編集・発行>

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL : 028-623-2215

E-Mail : [dks@pref.tochigi.lg.jp](mailto:dks@pref.tochigi.lg.jp)